

クリーニング所業務従事者講習の指定 審査基準

【事務の根拠】

○クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)

第八条の三 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について

(平成元年3月27日付衛指第46号)

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について

(平成13年3月30日付健衛発第33号)

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について

(平成4年3月19日付衛指第四三号)

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習について

(平成9年12月24日付衛指第217号)